

富田林市新庁舎建設工事
条件付一般競争入札（総合評価落札方式）
入札説明書

令和5年7月

富田林市

目次

1. 目的	1
2. 工事の概要	1
(1) 工事名	1
(2) 発注者	1
(3) 設計者	1
(4) 対象工事	1
(5) 計画建物概要	1
(6) 履行期間	1
(7) 予定価格	2
(8) 低入札調査基準価格	2
3. 事務局	2
4. 参加資格要件	2
(1) 参加者の構成等	2
(2) 参加者に共通する参加資格	2
(3) 単体企業またはJVの構成員に関する参加資格	3
(4) 施工の参加資格	3
(5) 実施体制	4
5. 日程	5
(1) 公告、現地確認、質疑、参加表明等の日程	5
(2) 技術対話の日程	5
(3) 技術提案書、入札見積書の提出、評価等の日程	5
(4) 契約締結等の日程	6
6. 入札説明書等の配付	6
(1) 配付資料の位置づけ	6
(2) 配付資料の配布方法	6
(3) 電子データの提供期間	6
(4) 電子データの提供方法	6
7. 現地確認	7
(1) 申込期間	7
(2) 申込方法	7
(3) 現地確認日時の連絡	7
8. 質疑の受付及び回答	7
(1) 提出方法等	7
(2) 参加表明・実績審査に関する質疑の受付期間等	7

(3) 技術審査・入札価格審査に関する質疑の受付期間等	8
9. 参加表明書、実績審査に係る書類の作成及び提出方法	8
(1) 提出方法等	8
(2) 提出期間	8
(3) 提出書類	8
(4) 参加資格確認結果の通知	8
(5) 参加表明の秘匿	9
10. 技術対話	9
(1) 対話の方法	9
(2) 提案の範囲	9
(3) 提出方法等	9
(4) 提出期間	9
(5) 提出書類	9
(6) 技術対話の実施日等	10
(7) 技術対話結果の通知	10
(8) 再対話	10
11. 技術提案書、入札見積書の作成及び提出方法	10
(1) 提出方法等	10
(2) 提出期間	10
(3) 提出書類	10
(4) 作成の留意事項	10
12. 評価の実施及び結果の通知	12
(1) 委員会の設置	12
(2) 実績審査	12
(3) 技術審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）	12
(4) 入札価格審査	13
(5) 落札者の決定	13
13. 契約に関する事項	14
(1) 契約の成立	14
(2) 技術提案内容	14
(3) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等	14
14. 参加者の失格	14
15. 提案書内容不履行の場合の措置	14
16. 低入札価格調査	15

17. 入札の中止.....	15
18. 入札の辞退.....	15
19. 入札保証金等.....	15
20. 留意事項.....	16

1. 目的

この入札説明書に定める内容は、富田林市新庁舎建設事業に係る建設工事を発注するにあたり、価格による競争のみでなく、高度な施工能力や豊富な経験を有する施工者から広く技術提案を求め、総合評価落札方式によって、最も適切な者を当該工事の落札者として決定することを目的とします。

2. 工事の概要

(1) 工事名

富田林市新庁舎建設工事

(2) 発注者

富田林市（以下「本市」という。）

(3) 設計者

(株) 佐藤総合計画・(株) YAP 共同企業体

(4) 対象工事

本事業の対象工事は、下表の「●」が記されている工事です。

第1期解体 (別館・車庫等)	南館改修 (一部)	第2期解体 (北館)	新庁舎 建設	第3期解体 (南館)	駐車場整備 ・外構整備 (一部)
—	●	●	●	●	●

(5) 計画建物概要

工事場所	富田林市常盤町1番1号（現庁舎敷地）
用途	庁舎
建築面積	3,539.52㎡
延床面積	15,431.59㎡
階数	地上6階、地下1階
最高高さ	29.345m
耐震形式	免震構造
構造種別	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

(6) 履行期間

契約締結日の翌日（富田林市議会の議決日の翌日：令和5年12月下旬予定）から令和11年3月30日まで

(7) 予定価格

8,092,190,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない。）
ただし、予定価格を超えた場合は、失格とします。

(8) 低入札調査基準価格

7,444,810,000（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない。）

3. 事務局

富田林市 総務部 契約検査課

所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000（代表） 内線 475、476

FAX 0721-25-0006

Email keiyakukensa@city.tondabayashi.lg.jp

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/11/93142.html>

- ※ 本事業の発注者支援に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託しています。本入札に関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応してください。

4. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 本入札に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とします。ただし、参加者は「(2) 参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 単体企業
- ② JVでの参加の場合、本工事を行う者の2者（以下「構成員」という。）によって構成されたJVとします。
- ③ 同一企業が「単体企業」、「JVの構成員」として本入札に参加できないものとします。
- ④ JVの構成員の制限として、富田林市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成4年富田林市要綱第26号）に基づき、JVの構成員数は2者、各構成員の出資比率は、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は51%以上、代表構成員以外の構成員は30%以上とします。また、代表構成員は、本工事の中心的役割を担う施工能力を持ち、最大出資比率の構成員とします。

(2) 参加者に共通する参加資格

参加者は、本工事の参加表明書提出期限日から本契約までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者としてします。

- イ 公告日の属する年度の富田林市建設工事入札参加資格者名簿において、「建築一式工事」の業種を登録し、大阪府内に本店もしくは支店を有している者としします。JVの場合は、全ての構成員が満たしていることとしします。
- ウ 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）に基づく、入札等参加停止措置の対象となっていない者及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者としします。
- エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から④の要件に該当する者でないこととしします。
- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- オ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこととしします。
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者としします。
- キ 国税等（法人税、消費税、所得税）並びに、本市に納税・納付義務を有する市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料を滞納していない者としします。
- ク 次に該当する者が所属する企業及びJVは参加資格を満たしている者であっても、本入札に応募することはできません。
- ① 富田林市新庁舎建設工事発注者支援業務の受注者である明豊ファシリティワークス株式会社と資本又は人事面において関連がある者。
 - ② 富田林市新庁舎建設設計業務の受注者である株式会社佐藤総合計画及び株式会社YAP一級建築士事務所と資本又は人事面において関連がある者。

（3）単体企業またはJVの構成員に関する参加資格

単体企業または代表構成員及び代表構成員以外の構成員は、建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者のうち、最新の経営事項審査に基づく建築一式工事の総合評定値の点数が1,400点以上の者であることとしします。

（4）施工の参加資格

施工に係る要件

- ・参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。ただし、JVの場合は、①は代表構成員が満たすこと。

- ① 平成25年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した、次に掲げるa、bの要件を満たす建築物の施工を元請（JVで受注した実績については代表構成員であった場合のみ認める。）として履行した実績があること。この場合、両方の要件を満たす単一の建築

物における実績がある場合でも、いずれか一方の要件を満たす建築物における実績がそれぞれある場合でも可とする。

- a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類に該当し、延べ面積7,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が7,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が7,500㎡以上の場合に限る。）
- b 構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積7,500㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築

- ② 本工事の工期開始時点で、本説明書「4.（5）実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者、施工主任担当者及び主任技術者として配置できること。なお、同配置技術者等は参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。また、JVの場合、現場代理人及び監理技術者は、代表構成員と前述の雇用関係にある者、主任技術者は、代表構成員以外の構成員と前述の雇用関係にある者に限る。

（5）実施体制

各配置予定技術者の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとします。

- ・次のア～エの配置予定技術者を配置し、各配置予定技術者は次に示す資格を有することとします。

ア 現場代理人

- ① 実績要件は、求めない。ただし、実績審査の評価対象とします。

イ 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
- ② 実績要件は、求めない。ただし、実績審査の評価対象とします。

ウ 施工主任担当者

- ① 建築施工主任担当者は、一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ② 電気設備施工主任担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 機械設備施工主任担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。
- ④ 実績要件は、求めない。ただし、実績審査の評価対象とします。

エ 主任技術者（代表構成員以外の構成員）

- ① 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

- ・現場代理人と監理技術者の兼任は、認めるものとします。
- ・監理技術者と建築施工主任担当者の兼任は、認めるものとします。
- ・建築施工主任担当者は本工事への専任を求めるものとします。
- ・本工事に専任配置が可能な場合のみ、電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者は同一の者を認めるものとします。ただし、契約締結後に施工状況により本工事に専任配置が困難となった場合等については、発注者と協議ができるものとします。

※3つ以上の兼任は不可とします。

5. 日程

各内容の日程等については、以下のとおりとする。なお、受付時間は、市の休日（富田林市の休日に関する条例（平成2年富田林市条例第30号）第2条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時30分までとする。

（1）公告、現地確認、質疑、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	本入札の公告日	令和5年7月26日（水）
イ	参加表明・実績審査に関する質疑の受付期間	公告日から 令和5年8月3日（木）午後5時30分まで
	参加表明・実績審査に関する質疑への回答	令和5年8月10日（木）
ウ	現地確認の申込期間	令和5年8月1日（火）午前9時から 令和5年8月14日（月）午後5時30分まで
	現地確認期間	令和5年8月2日（水）午前9時から 令和5年8月15日（火）まで
エ	技術審査・入札価格審査に関する質疑の受付期間	令和5年8月10日（木）午前9時から 令和5年8月18日（金）午後5時30分まで
	技術審査・入札価格審査に関する質疑への回答	令和5年8月31日（木）
オ	参加表明書及び実績審査に関する書類の提出期間	令和5年8月21日（月）午前9時から 令和5年8月31日（木）午後5時30分まで
カ	参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和5年9月7日（木）予定

（2）技術対話の日程

区分	内容	日程
ア	技術対話申込書の受付期間	令和5年9月8日（金）午前9時から 令和5年9月15日（金）午後5時30分まで
イ	技術対話の実施	令和5年9月21日（木）から 令和5年9月25日（月）までの指定する日
ウ	技術対話に対する結果の通知	令和5年9月28日（木）予定

（3）技術提案書、入札見積書の提出、評価等の日程

区分	内容	日程
ア	技術提案書、入札見積書の提出期間	令和5年10月27日（金）午前9時から 令和5年11月2日（木）午後5時30分まで
イ	プレゼンテーション開催の通知	令和5年11月6日（月）頃の予定

ウ	技術審査、入札価格審査実施日 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年11月15日(水) 予定 (予備日: 令和5年11月25日(土))
エ	評価結果の通知	令和5年11月中旬予定

(4) 契約締結等の日程

区分	内容	日程
ア	評価結果の公表	令和5年11月中旬予定
イ	仮契約締結	令和5年11月下旬予定
ウ	本契約締結(富田林市議会の議決により)	令和5年12月下旬予定

6. 入札説明書等の配付

(1) 配付資料の位置づけ

- ア 富田林市新庁舎建設工事 条件付一般競争入札(総合評価落札方式) 入札説明書
本入札への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。
- イ 富田林市新庁舎建設工事 評価基準(以下「評価基準」という。)
本入札における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めたもの。
- ウ 富田林市新庁舎建設工事 様式集
本入札において提出を求める書類の様式を定めたもの。
- エ 富田林市新庁舎建設工事 設計図書(以下「設計図書」という。)
本入札に当たって、入札見積書を作成するための図面・仕様等を定めたもの。
- オ 富田林市新庁舎建設工事 技術対話・技術提案における留意事項
- カ 富田林市工事請負契約約款
- キ 工事請負仮契約書(案)
- ク 富田林市建設工事低入札価格調査実施要領(以下「低入札価格調査実施要領」という。)
- ケ 富田林市建設工事低入札価格調査実施マニュアル(以下「低入札価格調査実施マニュアル」という。)

(2) 配付資料の配布方法

- ア 本市ウェブサイトに掲載する資料
本説明書「6.(1) 配布資料の位置づけ」のうち、ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケとする。
- イ 電子データによる提供資料
本説明書「6.(1) 配布資料の位置づけ」のうち、エ、オとする。

(3) 電子データの提供期間

公告日から令和5年8月31日(木)午後5時30分まで

(4) 電子データの提供方法

事前に設計図書借用書【任意様式可】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後、必ず事務局に電話し、受信確認を行ってください。事務局より電話又は電子メール

で受渡し日時を連絡後、事務局にてDVD-Rを貸与します。電子データ受領の際は、守秘義務等誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本入札の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。貸与されたDVD-Rは、情報漏洩のないように技術提案書提出期限までに返却してください。

7. 現地確認

(1) 申込期間

令和5年8月1日（火）午前9時から令和5年8月14日（月）午後5時30分まで

(2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。また、現地確認の際の人数については、1参加者あたり5人程度とします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、マスク着用及び入庁時の手指消毒にもご協力をお願いする場合があります。

(3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。現地確認は、令和5年8月2日（水）午前9時から令和5年8月15日（火）の間で実施します。

8. 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

ア 質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、事務局宛に電子メールにて提出してください。誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けません。

イ 回答はとりまとめのうえ、本市ウェブサイトに掲載します。なお、質疑回答書は、本説明書及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

(2) 参加表明・実績審査に関する質疑の受付期間等

ア 質疑受付期間

公告日から令和5年8月3日（木）午後5時30分まで

イ 回答日

令和5年8月10日（木）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【富田林市新庁舎建設工事 参加表明・実績審査に関する質疑書】とします。

(3) 技術審査・入札価格審査に関する質疑の受付期間等

ア 質疑受付期間

令和5年8月10日（木）午前9時から令和5年8月18日（金）午後5時30分まで

イ 回答日

令和5年8月31日（木）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【富田林市新庁舎建設工事 技術審査・入札価格審査に関する質疑書】とします。

9. 参加表明書、実績審査に係る書類の作成及び提出方法

本入札の参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、JVでの参加の場合、本入札に係る手続きは代表構成員が行うものとします。

(1) 提出方法等

ア 事務局まで持参してください。提出については、市の休日を除く午前9時から午後5時30分までの時間帯で受領します。

イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

ウ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

エ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

(2) 提出期間

令和5年8月21日（月）午前9時から令和5年8月31日（木）午後5時30分まで

(3) 提出書類

ア 参加表明書【様式4-1】	1部
イ 参加資格確認書【様式4-2】	1部
ウ 実績審査に係る提案書【様式4-3】	1部
エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（案）【様式5】	1部
オ 参加資格等に関する実績を確認できる資料	1部
カ ア～オまでの電子データ（CD-R）	1部

(4) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本説明書「4. 参加資格要件」に記載している要件を全て満たしているかの確認及び実績審査を行い、その結果を令和5年9月7日（木）までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入してください。なお、応募者が多数の場合は、実績審査により上位から

5者程度を選定することとします。

(5) 参加表明の秘匿

以降の評価は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術審査の結果公表まで一切行わないでください。

10. 技術対話

本事業は、現在の敷地内において、既存庁舎を利用しながら新庁舎建設工事を進めるため、工事期間中の市民の安全性の確保や職員の執務環境の維持が重要であることから、発注者が期待する提案の方向性について提案者が理解を深め、より有益な入札とすることを目的とし、提案者と発注者にて技術提案前に対話の機会を設けます。

(1) 対話の方法

対話を希望する提案者は、事前に提案をしようとしている提案項目の一覧表と各提案の概要を添えて、事務局に対話を申し込んでください。対話ではこれら添付資料に基づいて、発注者の期待にかなっているかどうか、提案の意図も含めて対話します。

対話後に事務局から各提案者に対し、各提案者が提出した一覧表に記載された項目ごとに、「提案可」か「提案不可」であるかを個別に通知します。

対話にて「提案可」とされた項目は、各提案者がその実現性や有効性があると判断するものを選んで採用し、品質・機能を向上させる提案については技術提案書に反映し、コストを縮減する提案については入札見積書に反映することができます。なお、コストを縮減する提案は、入札見積書と合わせてVE項目一覧等を提出することとします。

(2) 提案の範囲

技術対話により変更を提案することができる範囲は、本説明書「6. (1) 配付資料の位置づけ」の「オ 富田林市新庁舎建設工事 技術対話・技術提案における留意事項」を確認のうえ、ご提案ください。それ以外の実施設計図から変更する提案は認めません。なお、対話を行わないVE項目の採用は認めません。

(3) 提出方法等

本説明書「9. (1) 提出方法等」を参照してください。

(4) 提出期間

令和5年9月8日（金）午前9時から令和5年9月15日（金）午後5時30分まで

(5) 提出書類

ア	技術対話申込書【様式6-1】	1部
イ	技術対話項目一覧【様式6-2】	1部
ウ	技術対話概要資料【様式6-3】	1部

エ ア～ウまでの電子データ（CD-R） 1部

(6) 技術対話の実施日等

ア 実施日

令和5年9月21日（木）から令和5年9月25日（月）予定

イ 会場等

会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他

この対話は技術対話申込者と発注者により対面形式で行います。

(7) 技術対話結果の通知

対話結果は、令和5年9月28日（木）（予定）に電子メールで当該技術対話申込者に対してのみ通知します。

(8) 再対話

技術対話において、確認事項を伝えて保留とした提案については、対話を実施した日から1週間以内を目安に再度、対話を行う場合があります。

1 1. 技術提案書、入札見積書の作成及び提出方法

(1) 提出方法等

本説明書「9.（1）提出方法等」を参照してください。

(2) 提出期間

令和5年10月27日（金）午前9時から令和5年11月2日（木）午後5時30分まで

(3) 提出書類

ア 技術提案書【様式7-1】	1部
イ 入札見積書【様式7-2】及び工事費内訳明細書（細目まで）	1部
ウ VE項目一覧・添付資料【様式7-3、7-4】	2部
エ 技術審査に係る提案書【様式7-5、7-6】	10部
オ ア、ウ、エの電子データ（CD-R）	2部
カ イの電子データ（CD-R）	1部

※イとカは同封し代表者印（受任者印）による封印をして提出してください。

(4) 作成の留意事項

ア 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本説明書「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。

イ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めません。ただし、病

休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。

- ウ 技術対話において本市が「提案可」と判断した提案項目のうち、安全性・利便性の向上や工事計画に関する合理性の向上など品質・機能を向上させる内容については、「6. (1) 配付資料の位置づけ」の「オ 富田林市新庁舎建設工事 技術対話・技術提案における留意事項」に示された内容を変更したうえで技術提案書に盛り込むことができます。なお、「提案可」とされた項目であっても参加者の判断で盛り込まないことも可能です。
- エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、落札者として特定された者の技術提案書については、本入札に関する報告等のために落札者と協議のうえ、公表する場合があります。
- オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。
- カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、富田林市情報公開条例（平成11年富田林市条例第24号）に基づき公開する場合があります。
- キ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式8】を提出してください。
- ク 体裁及び書式
 - ① 用紙の余白は、左側最低20mm以上、上下及び右側最低10mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
 - ② 「技術提案書【様式7-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
 - ③ 「入札見積書【様式7-2】及び工事費内訳明細書（細目まで）」と、その電子データを格納したCD-Rは、「富田林市新庁舎建設工事 入札見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（JVの場合は代表構成員名）の代表者印（受任者印）で封印してください。
なお、「工事費内訳明細書（細目まで）」の書式は任意としますが、本説明書「6. (1) 配布資料の位置づけ エ. 設計図書」の内容に沿って、数量、単価、金額を明らかにした内訳明細書を作成して提出してください。
 - ④ 匿名による評価を行うため、「VE項目一覧・添付資料【様式7-3、7-4】」と「技術審査に係る提案書【様式7-6】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。
 - ⑤ 「技術審査に係る提案書【様式7-6】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
 - ⑥ 「技術審査に係る提案書【様式7-6】」は、次の提案項目に沿って記載してください。

A. 事業全般【様式7-6×2枚】

ア) 施工体制の提案

イ) 工程管理・施工管理（品質・リスクマネジメント・コスト）の提案

ウ) 地域貢献の提案

①市内企業への発注や市内調達への貢献金額に関する具体的事項

②市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取り組み内容

エ) 環境負荷低減・その他の提案

B. 施工計画【様式7-6×2枚】

ア) 施工手順の提案

イ) 全体工程の提案

ウ) 工事中の庁舎利用の提案

エ) 周辺環境への配慮の提案

12. 評価の実施及び結果の通知

(1) 委員会の設置

本入札における落札候補者の選定は、学識経験者4名及び本市職員3名の計7名で構成する富田林市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行います。

また、委員会での評価過程（各委員の採点表など）は非公開としますが、委員名及び評価・検討の過程（委員会の会議録）については、落札者との契約後、講評をとりまとめて公表します。

(2) 実績審査

評価基準に基づき事務局にて実績の定量評価を行い、委員会に報告します。

(3) 技術審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）

評価基準に基づき各委員が、技術提案書の内容をプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえて評価します。プレゼンテーションについては、次に示す方法で実施します。

ア 実施日及び会場

令和5年11月15日（水）予定、会場 市役所 3階 庁議室

※実施日及び会場については、令和5年11月6日（月）頃を目途にプレゼンテーションの対象者に通知します。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、現場代理人及び監理技術者の出席を必須とし、配置予定技術者等の中から5名以内とします。ただし、JVで参加される場合は、主任技術者も含め6名以内とします。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱については、別途委員会にて協議しま

す。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、20分とします。その後、各委員からのヒアリングを30分程度行う予定です。

エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う予定です。
- ③ 会場入場後、委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行ってください。
- ④ プレゼンテーションは匿名で審査しますので、資料への社名等の記載や発言、服装等について十分注意してください。
- ⑤ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- ⑥ プロジェクター（エプソン：E B-w 4 2 0）又はテレビ（ハイセンス：6 5 E 6 G）、HDMI ケーブル及びスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。なお、プロジェクター又はテレビとパソコンとの互換性について、事前に確認するか又はプロジェクターを持参してもよいこととします。
- ⑦ プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとみなします。
- ⑧ プレゼンテーション・ヒアリングの際は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、マスク着用及び入庁時の手指消毒にもご協力をお願いする場合があります。

（4）入札価格審査

技術審査の評価点確定後、入札見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて入札価格審査の評価点を算定後、委員会に報告します。

なお、入札価格は設計図書に基づいて見積もり、求めた技術提案も反映するものとします。

（5）落札者の決定

ア 評価の実施

委員会を開催し、実績審査、技術審査、入札価格審査の評価点を加えた合計評価点により、落札候補者を選定します。選定後、市長が落札者を決定します。

イ 評価結果の通知等

評価結果は、技術審査の参加者全員に対して、令和5年11月中旬を目途に書面を郵送して通知します。また、落札者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。

ウ 評価結果については、評価点等を含め、本市ウェブサイト上で公表する予定です。

エ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ② 本市ウェブサイトで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- ③ 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の成立

- ア 落札者は、本説明書「6. (1) キ 工事請負仮契約書 (案)」により、決定から7日以内に仮契約を締結するものとし、締結しない場合はその効力を失うものとします。
- イ 本工事の仮契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び富田林市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富田林市条例第4号）第2条の規定に基づき、富田林市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

(2) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、落札者が提案した提案内容が、請負契約で定める水準となり、落札者は提案内容に拘束されるが、本市は、落札者との間で協議のうえ、提案内容のうち設計図書以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める水準とはしないとの決定をすることができ、落札者は本市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 委員会の意見の扱い

委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、落札者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(3) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱います。

1 4. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 参加者が、本説明書「4. 参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。）
- キ その他委員会が失格と認めた場合

1 5. 提案書内容不履行の場合の措置

受注者は、本入札で提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がある

ない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本工事の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は、本工事の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、技術提案書不履行に関する措置として違約金等を請求する場合があります。違約金等の算定方法については、評価基準4.技術提案の取扱い等を参照ください。

16. 低入札価格調査

本入札では、工品質の確保及び不良不適格業者の排除を図るため、低入札価格調査制度を導入します。落札候補者が調査基準価格未満での入札であった場合、落札候補者の決定を保留し、「低入札価格調査実施要領」及び「低入札価格調査実施マニュアル」により調査を実施します。

17. 入札の中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本入札を実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本入札の準備に要した費用を本市に請求することはできません。

18. 入札の辞退

入札の参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式8】を提出すること。ただし、技術審査及び入札価格審査実施日以後の辞退は認められません。

19. 入札保証金等

入札保証金	免除（ただし、落札者が契約に応じない時は落札金額の5/100に相当する額を納入するものとする。）	
契約保証金	契約金額の10/100以上の額。ただし、履行保証証券・履行保証保険・前払保証会社の契約保証等の契約締結をもって、納付に代えることができる。 ※保証等をされる場合は事前に取扱機関にご確認ください。	
前払金	有	（富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱による。） 注）中間前払金又は部分払金については契約締結前にいずれかを選択するものとする。
中間前払金	有	
部分払金	有	
各会計年度の支払限度額 （出来高予定額の9/10）の比率 （予定）	令和5年度	0%
	令和6年度	6.2%
	令和7年度	33.6%
	令和8年度	50.4%
	令和9年度	2.7%
	令和10年度	7.1%
契約不適合責任期間	2年間（ただし、故意又は重大な過失による場合は民法の規定による）	
その他	建退共掛金は、掛金収納書を本契約締結後、1か月以内に提出。	

20. 留意事項

本入札の実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。本入札及び本工事において作成される資料、成果物等は、本工事の目的の範囲内においてCMRに提供するものとします。

(参考) 本入札の流れ

